

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月28日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド
100億米ドル(1兆1,555億円)を上限とします。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2022年2月28日
現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.55円)によりま
す。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年4月28日付で半期報告書を提出いたしましたので、2022年1月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新または追加するため、また、投資リスクのレバレッジの記載ならびに参考情報および管理報酬等に関する情報を更新するため、さらに、販売会社であるエース証券株式会社との契約が2022年4月28日付で終了することに伴い関連する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)が管理するノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(Nomura Global Select Trust)(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は次のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2022年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	218,956,776	43.57
	スペイン	119,968,336	23.87
	フィンランド	29,995,156	5.97
	アメリカ合衆国	24,999,007	4.97
	オランダ	16,997,070	3.38
	ドイツ	11,999,406	2.39
	小計	422,915,751	84.15
現金その他の資産(負債控除後)		79,646,385	15.85
総計 (純資産総額)		502,562,136 (約58,071百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.55円)によります。以下、別段の表示がない場合は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2021年3月1日から2022年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2021年3月末日	582,973	67,363	0.01	1.16
4月末日	582,311	67,286	0.01	1.16
5月末日	590,330	68,213	0.01	1.16
6月末日	557,570	64,427	0.01	1.16
7月末日	562,852	65,038	0.01	1.16
8月末日	567,859	65,616	0.01	1.16
9月末日	585,237	67,624	0.01	1.16
10月末日	536,743	62,021	0.01	1.16
11月末日	527,225	60,921	0.01	1.16
12月末日	515,420	59,557	0.01	1.16
2022年1月末日	529,489	61,182	0.01	1.16
2月末日	502,562	58,071	0.01	1.16

分配の推移

2022年2月末日前1年間における分配の推移は次のとおりです。

	1万口当りの分配金	
	米ドル	円
2021年3月	0.00864	1.00
4月	0.00784	0.91
5月	0.00763	0.88
6月	0.00556	0.64
7月	0.00551	0.64
8月	0.00465	0.54
9月	0.00400	0.46
10月	0.00448	0.52
11月	0.00591	0.68
12月	0.00683	0.79
2022年1月	0.00624	0.72
2月	0.00543	0.63

収益率の推移

計算期間	収益率(注)
2021年3月1日から2022年2月28日まで	0.07%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格

< 参考情報 >

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移 (2022年2月末日現在)



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

2 販売及び買戻しの実績

2021年3月1日から2022年2月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2022年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
156,160,600,136 (156,160,600,136)	167,973,714,727 (167,973,714,727)	50,256,213,625 (50,256,213,625)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2022年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.55円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド
純資産計算書
2022年1月31日現在
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券(注2)	426,944,386	49,333,424
銀行預金	366,156	42,309
定期預金	102,508,000	11,844,799
預金利息	228	26
前払費用	2,522	291
設立費(注2)	13,410	1,550
資産合計	<u>529,834,702</u>	<u>61,222,400</u>
負債		
未払費用(注7)	203,049	23,462
受益者への未払分配金	5,370	621
その他の負債	137,637	15,904
負債合計	<u>346,056</u>	<u>39,987</u>
純資産	<u>529,488,646</u>	<u>61,182,413</u>
発行済受益証券数	52,948,864,573 口	
1口当り純資産価格	0.01	1.16円

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド
発行済受益証券数変動表
2022年1月31日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	56,285,248,350
発行受益証券数	89,354,137,167
買戻受益証券数	(92,690,520,944)
期末現在発行済受益証券数	52,948,864,573

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

中間財務書類に対する注記

2022年1月31日に終了した期間

注1 - 組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement à compartiments multiples*) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

ファンド

2022年1月31日現在、トラストには、存続期間が無期限で設定されているノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドが存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」という。)に定義される短期マネー・マーケット・ファンド(以下「MMF」という。)としての資格を有する。より具体的には、ファンドは、MMF規則第2条(11)に定義される公債コンスタントNAV MMFとしての要件を満たしている。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し作成される。以下は重要な会計方針の要約である。

投資有価証券

- (a) 短期金融商品は、償却原価法で評価される。
- (b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価される。
- (c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。
- (d) 現金および他の流動資産は、額面価額に経過利息を加えて評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日(購入または売却の注文が実行される日)に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在で適用される為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

純資産価格の計算方針

ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計からファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時頃に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である日々の1口当り純資産価格およびファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

設立費

MMF規則に準拠したトラストの再編成についての費用が発生した。当該費用は、5年間に亘り定額法で償却される。

注3 - 管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.010%以下の管理報酬を、ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.010%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

7日間平均利回り	管理報酬
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	管理報酬
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2022年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.150%以下の投資運用報酬を、ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.150%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2022年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行業社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2022年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.080%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.080%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2022年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
-----------------	---------------

0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2022年1月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%であった。

注7 - 未払費用

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(米ドル)

コルレス銀行報酬	3,022
法務報酬	1,091
海外登録費用	53,172
現金支出費	6,583
専門家報酬	13,112
印刷費・公告費	2,743
年次税	18,424
その他の費用	104,902
	203,049
	203,049

注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の年次税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注9 - 分配

管理会社の取締役会は、ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2022年1月31日に終了した期間中に、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは、180,936米ドルの分配金を支払った。

注10 - 税引後のファンドの当期実績

2022年1月31日に終了した期間におけるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの税引後の実績は180,936米ドルの利益であった。注記9に記述のとおり、ファンドは、受益者に対して180,936米ドルの分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2022年1月31日現在

(米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	15,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 06/04/22	14,995,501	14,996,801	2.83
USD	15,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 13/04/22	14,993,628	14,994,973	2.83
USD	5,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 07/02/22	4,998,389	4,999,917	0.94
			34,987,518	34,991,691	6.60
		フィンランド合計	34,987,518	34,991,691	6.60
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	30,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/22	29,996,563	29,997,187	5.68
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/02/22	19,993,102	19,999,325	3.78
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/02/22	19,992,796	19,999,004	3.78
USD	20,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/02/22	19,997,956	19,998,658	3.78
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/02/22	14,998,587	14,999,426	2.83
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/02/22	14,998,708	14,999,292	2.83
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/02/22	14,994,694	14,999,242	2.83
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 22/02/22	14,998,442	14,999,038	2.83
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 25/02/22	14,998,566	14,998,890	2.83
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/04/22	14,994,190	14,995,481	2.83
USD	15,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/04/22	14,992,421	14,993,587	2.83
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/02/22	9,994,536	9,999,423	1.89
USD	10,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/22	9,998,924	9,999,063	1.89
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/04/22	7,996,252	7,997,001	1.51
USD	7,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 15/02/22	6,996,056	6,999,551	1.32
USD	6,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/02/22	5,998,967	5,999,750	1.13
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/02/22	4,999,610	4,999,847	0.94
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/02/22	4,997,484	4,999,738	0.94
			245,937,854	245,973,503	46.45
		フランス合計	245,937,854	245,973,503	46.45
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	12,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/02/22	11,996,015	11,999,003	2.27
USD	10,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 02/03/22	9,996,501	9,998,873	1.89
USD	3,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 07/02/22	2,998,982	2,999,935	0.57
USD	2,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 20/04/22	1,998,623	1,999,134	0.38
			26,990,121	26,996,945	5.11
		ドイツ合計	26,990,121	26,996,945	5.11

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	12,000,000	NEDER WATERSCHAPSBK CP 07/04/22	11,996,326	11,997,347	2.26
USD	5,000,000	BK NEDER GEMEENTEN CP 06/05/22	4,997,418	4,997,977	0.94
			16,993,744	16,995,324	3.20
		オランダ合計	16,993,744	16,995,324	3.20
スペイン					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	20,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 22/02/22	19,998,350	19,998,951	3.78
USD	20,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 28/02/22	19,997,511	19,997,900	3.78
USD	15,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 02/02/22	14,990,423	14,999,896	2.84
USD	15,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 28/02/22	14,998,600	14,998,650	2.83
USD	10,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 04/02/22	9,994,126	9,999,808	1.89
USD	10,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 28/03/22	9,996,834	9,997,098	1.89
USD	6,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 22/03/22	5,996,322	5,998,041	1.13
USD	6,000,000	INSTITUTO DE CRED OF CP 21/04/22	5,996,103	5,996,579	1.13
			101,968,269	101,986,923	19.27
		スペイン合計	101,968,269	101,986,923	19.27
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	426,877,506	426,944,386	80.63
投資有価証券合計			426,877,506	426,944,386	80.63

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2022年1月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フィンランド	
金融	6.60
	<hr/>
	6.60
フランス	
金融	46.45
	<hr/>
	46.45
ドイツ	
金融	4.54
非営利団体	0.57
	<hr/>
	5.11
オランダ	
金融	3.20
	<hr/>
	3.20
スペイン	
金融	19.27
	<hr/>
	19.27
投資合計	80.63
	<hr/> <hr/>

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,850万円)で、2022年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約323万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.34円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款(2017年11月16日付で改訂済)は、ルクセンブルグ商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)第101条第2項および同法別紙に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務およびそれに付随するその他業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、2010年法および2013年法に基づく保管受託銀行としてのその他の業務ならびに管理業務を、保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2022年2月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

(2022年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,329,198,199.03米ドル
		1	2,329,758,827.85豪ドル
		1	145,143,119.10カナダ・ドル
		1	559,728,152.56NZドル
		1	44,780,982.55英ポンド
ルクセンブルグ	その他	15	993,380,383.21米ドル
		6	139,820,375.59ユーロ
		20	128,767,890,284円
		8	338,553,883.49豪ドル
		3	4,002,626.32カナダ・ドル
		4	111,486,191.78NZドル
		2	1,534,714.29英ポンド
		1	34,366,147.00メキシコ・ペソ
		1	217,672,689.92トルコ・リラ
ケイマン	その他	7	373,428,453.95米ドル
		2	110,566,629.22ユーロ
		3	295,598,092.28豪ドル
		3	90,677,219.10NZドル
合計		81	

(3) その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線または傍線部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

100億米ドル(1兆1,377億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値(1米ドル=113.77円)によります。以下、別段の表示がない場合
は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

100億米ドル(1兆1,555億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値(1米ドル=115.55円)によります。以下、別段の表示がない場合
は、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(後略)

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

アイザワ証券株式会社

(中略)

岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1-8-12

ホームページ：<https://www.iwaicosmo.co.jp>

エース証券株式会社

大阪府大阪市中央区本町2-6-11

ホームページ：<http://www.ace-sec.co.jp>

SMB C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ：<https://www.smbcnikko.co.jp>

(中略)

八十二証券株式会社

長野県上田市常田2-3-3

ホームページ：<https://www.82sec.co.jp>

(後略)

<訂正後>

アイザワ証券株式会社

(中略)

岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1-8-12

ホームページ：<https://www.iwaicosmo.co.jp>

SMB C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ：<https://www.smbcnikko.co.jp>

(中略)

八十二証券株式会社

長野県長野市南石堂町1277-2長栄第2ビル

ホームページ：<https://www.82sec.co.jp>

(後略)

(1 2) その他

< 訂正前 >

(1) 申込証拠金

ありません。

(2) 引受等の概要

各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の受益証券販売・買戻契約（修正および/または再録されることがあります。）（野村證券株式会社については2020年3月31日付、岡地証券株式会社については2014年12月19日付、光証券株式会社および八十二証券株式会社については2015年7月31日付、F F G証券株式会社については2017年10月31日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2019年3月25日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2020年2月28日付、F P L証券株式会社については2018年3月20日付、北洋証券株式会社、南都まほろば証券株式会社については2018年12月20日付、エース証券株式会社については2015年12月28日付、いちよし証券株式会社については2018年9月14日付、四国アライアンス証券株式会社については2019年3月25日付ならびに東海東京証券株式会社については2019年8月28日付、ちばぎん証券株式会社については2020年12月4日付、きらぼしライフデザイン証券株式会社については2020年12月18日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付）に基づきそれぞれファンド証券の募集を行います。

（後略）

< 訂正後 >

(1) 申込証拠金

ありません。

(2) 引受等の概要

各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の受益証券販売・買戻契約（修正および/または再録されることがあります。）（野村證券株式会社については2020年3月31日付、岡地証券株式会社については2014年12月19日付、光証券株式会社および八十二証券株式会社については2015年7月31日付、F F G証券株式会社については2017年10月31日付、とうほう証券株式会社については2016年3月22日付、ぐんぎん証券株式会社については2016年12月28日付、京銀証券株式会社については2019年3月25日付、七十七証券株式会社については2017年12月18日付、九州F G証券株式会社については2020年2月28日付、F P L証券株式会社については2018年3月20日付、北洋証券株式会社、南都まほろば証券株式会社については2018年12月20日付、いちよし証券株式会社については2018年9月14日付、四国アライアンス証券株式会社については2019年3月25日付ならびに東海東京証券株式会社については2019年8月28日付、ちばぎん証券株式会社については2020年12月4日付、きらぼしライフデザイン証券株式会社については2020年12月18日付、それ以外の販売会社については2015年8月28日付）に基づきそれぞれファンド証券の募集を行います。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

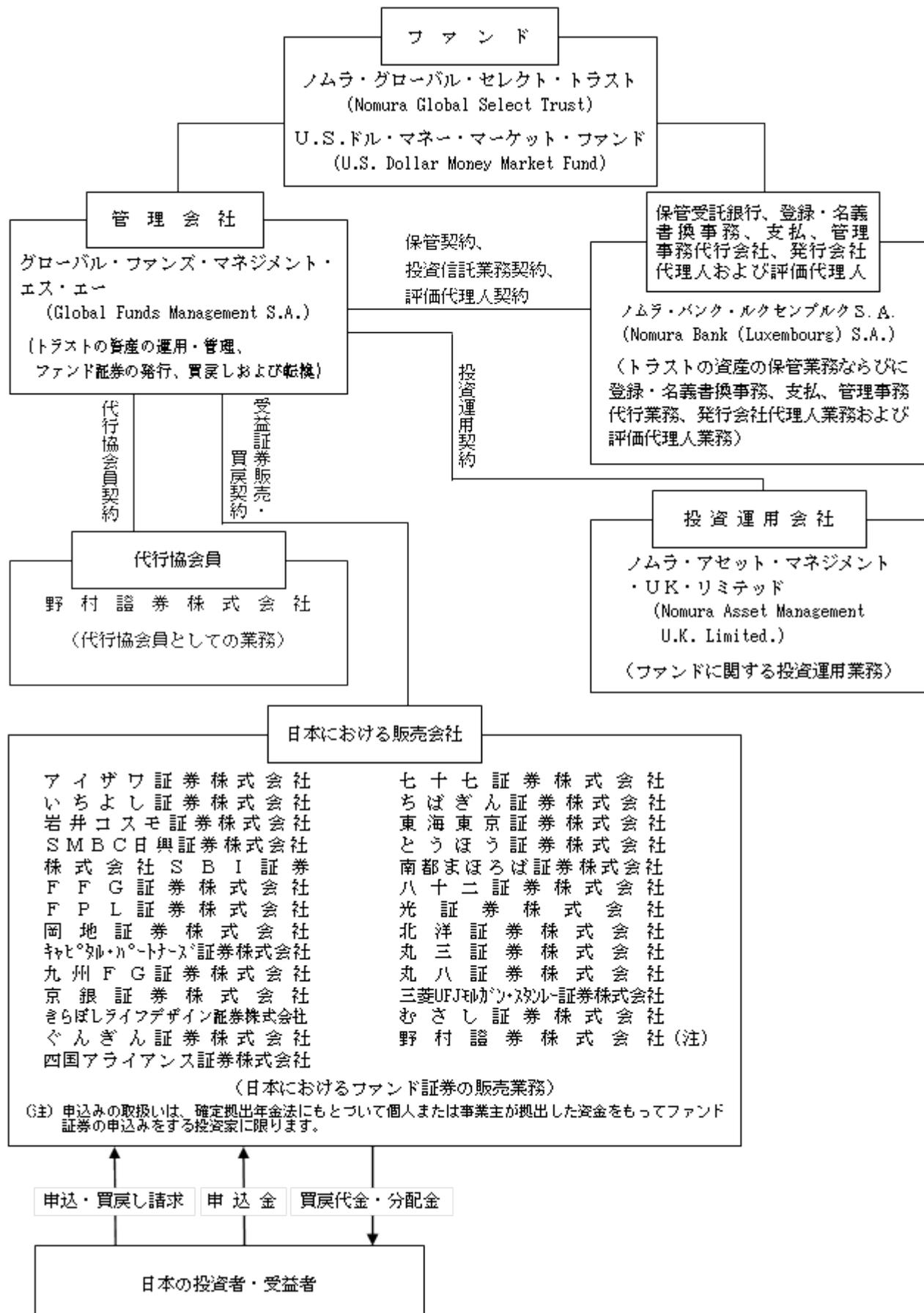
1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

< 訂正前 >

<訂正後>



3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

レバレッジ

(中略)

委員会委任規則の意味する範囲では、トラストおよびそのサブ・ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがトラストおよびそのファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

レバレッジ

(中略)

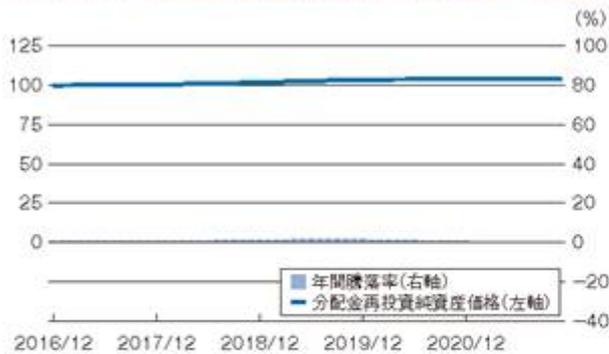
委員会委任規則の意味する範囲では、トラストおよびそのサブ・ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがトラストおよびそのファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の101%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の110%を超えないものとします。

(後略)

<参考情報>

<訂正前>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2016年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2016年12月～2021年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

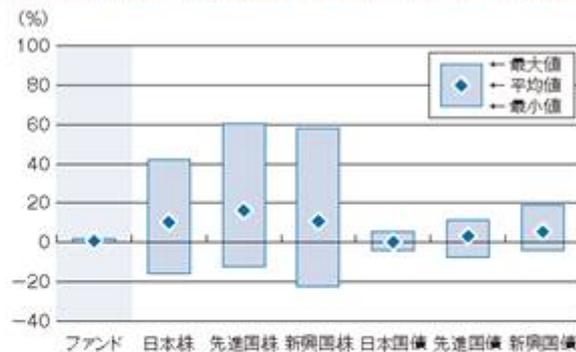
(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



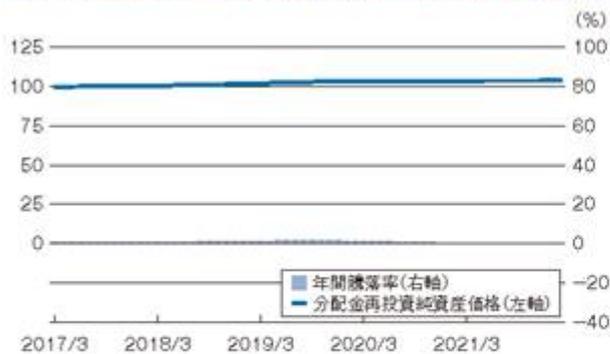
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	168	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	0.09	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.2
平均値(%)	0.82	10.4	16.2	10.7	0.2	3.2	5.4

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年12月～2021年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2017年3月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2017年3月～2022年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

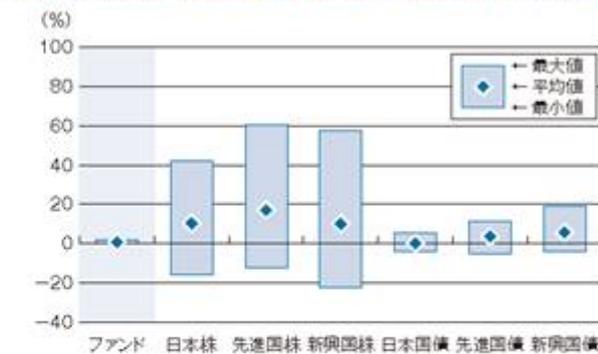
(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.68	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	0.07	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-5.4	-4.2
平均値(%)	0.80	10.3	17.1	10.1	0.1	3.6	5.7

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2017年3月～2022年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2021年11月末現在の報酬率は以下の通りです。

管理報酬	年率0.000%
投資運用報酬	年率0.000%
代行協会員報酬	年率0.000%
販売会社報酬	年率0.000%
保管報酬	年率0.000%
管理事務代行報酬	年率0.000%

<訂正後>

(前略)

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2022年2月末現在の報酬率は以下の通りです。

管理報酬	年率0.000%
投資運用報酬	年率0.000%
代行協会員報酬	年率0.000%
販売会社報酬	年率0.000%
保管報酬	年率0.000%
管理事務代行報酬	年率0.000%

第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

純資産額計算書

<訂正前>

(2021年11月末日現在)

・ 資産総額	527,538,445.40米ドル	60,018,049千円
・ 負債総額	313,281.62米ドル	35,642千円
・ 純資産総額 (-)	527,225,163.78米ドル	59,982,407千円
・ 発行済口数	52,722,516,378口	
・ 1口当り純資産価格 (/)	0.01米ドル	1.14円

<訂正後>

(2021年11月末日現在)

・ 資産総額	527,538,445.40米ドル	60,018,049千円
・ 負債総額	313,281.62米ドル	35,642千円
・ 純資産総額 (-)	527,225,163.78米ドル	59,982,407千円
・ 発行済口数	52,722,516,378口	
・ 1口当り純資産価格 (/)	0.01米ドル	1.14円

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 113.77円)によります。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

20. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2021年11月末日現在、1,500,000,000円

(2) 事業の内容

1948年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

21. エース証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2021年11月末日現在、8,831百万円

(2) 事業の内容

1931年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

22. とうほう証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

23. ぐんぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

24. 京銀証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

25. 七十七証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

26. 九州F G証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

27. FPL証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

28. 北洋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

29. 南都まほろば証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

30. きらぼしライフデザイン証券株式会社(日本における「販売会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

20. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2021年11月末日現在、1,500,000,000円

(2) 事業の内容

1948年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

21. とうほう証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

22. ぐんぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

23. 京銀証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

24. 七十七証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

25. 九州F G証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

26. FPL証券株式会社(日本における「販売会社」)

(中略)

27．北洋証券株式会社（日本における「販売会社」）
（中略）

28．南都まほろば証券株式会社（日本における「販売会社」）
（中略）

29．きらぼしライフデザイン証券株式会社（日本における「販売会社」）
（後略）

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

（前略）

20．岡地証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

21．エース証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

22．とうほう証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

23．ぐんぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

24．京銀証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

25．七十七証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

26．九州FG証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

27．FPL証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

28．北洋証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

29．南都まほろば証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

30．きらぼしライフデザイン証券株式会社（日本における「販売会社」）
U．S．ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

<訂正後>

(前略)

20. 岡地証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
21. とうほう証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
22. ぐんぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
23. 京銀証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
24. 七十七証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
25. 九州FG証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
26. FPL証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
27. 北洋証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
28. 南都まほろば証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
29. きらぼしライフデザイン証券株式会社(日本における「販売会社」)
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。